

議案第43号

清水赤十字病院運営資金貸付条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成22年6月15日提出

清水町長 高 薄 渡

清水赤十字病院運営資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関である清水赤十字病院に対し、運営資金の貸付を行うことにより医療体制の強化と良好な運営を図り、もって町民の健康の保持に寄与することを目的とする。

(貸付対象及び貸付限度額)

第2条 この条例による貸付の対象は、清水赤十字病院の運営に必要な資金とし、5,000万円を限度に貸付する。

(貸付の申請)

第3条 清水赤十字病院は、運営資金の貸付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(貸付の決定)

第4条 前条の申請があった場合は、町長はその内容を審査し、貸付を行うかどうかを決定し、その旨を清水赤十字病院に通知するものとする。

2 前項の規定による貸付の決定を受けた清水赤十字病院は、町長と運営資金の金銭消費貸借契約書を締結しなければならない。

(貸付の条件)

第5条 貸付した資金は、無利子とする。

2 貸付した資金は、4年以内一括償還するものとする。ただし、清水赤十字病院は、いつでも繰上償還することができるものとする。

3 町長は、規則の定めるところにより、償還期限前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

4 町長は、特別な理由により必要と認めた場合は、償還を猶予できるものとする。

(報告書の提出等)

第6条 清水赤十字病院は、当該資金を受けた会計年度から償還が終了する会計年度まで、毎会計年度終了後3月以内に収支計算書その他事業の実施状況に関する報告書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、清水赤十字病院に対して貸付た資金の使途、運用状況及び償還等について調査を行うことができるものとする。

(違約金)

第7条 町長は、清水赤十字病院が償還期限までに貸付金の償還をせず、又は第5条第3項の規定による全部若しくは一部の償還の請求を受けた金額を支払わなかったときは、償還期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その延滞した額につき年7.3%の割合で計算した違約金の支払いを請求することができる。ただし、町長は、特別な事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。